

○宇部市中小企業振興基本条例

平成二十四年三月三十日

条例第十四号

改正 平成二七年三月三十一日条例第一八号

改正 令和四年十二月二十六日条例第四〇号

(目的)

第一条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号。以下「法」という。）第二条第一項各号のいずれかに該当するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。）及び中小企業団体（商工会議所、商工会その他の中小企業に関する団体をいう。以下同じ。）の努めるべき事項並びに学術研究機関等（学術研究機関及び産業支援機関をいう。以下同じ。）、大企業者、金融機関及び市民の協力を明示するとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- 一 中小企業者の創意工夫が活かされること。
- 二 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。
- 三 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- 四 市、中小企業者、中小企業団体、学術研究機関等、大企業者、金融機関及び市民の相互の協力が行われること。

2 小規模企業の振興は、前項に規定する中小企業の振興に関する事項のほか、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- 一 小規模企業者（小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）の事業の持続的な発展が図られること。
- 二 小規模企業者の経営規模及び形態に応じた十分な配慮がなされること。

(基本方針)

第三条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新（法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び創業を促進すること。

- 二 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した創造的な事業活動を促進すること。
  - 三 中小企業者の経営基盤の強化及び資金調達の円滑化を促進すること。
  - 四 中小企業者の人材の育成及び雇用の安定並びに従事者の福祉の充実を促進すること。
  - 五 中小企業者相互間、中小企業者と中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）との間、中小企業者等と学術研究機関等との間及び中小企業者等と大企業者との間の連携及び協力を促進すること。
  - 六 地域資源の活用による産業の発展及び創出を促進すること。
  - 七 中小企業団体が行う地域経済の活性化に資する事業に対して協力及び支援を行うこと。
  - 八 中小企業者をはじめとする市内事業者の受注機会の増大を図ること。
- 2 市は、小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、前項に規定する中小企業に関する事項のほか、次に掲げる事項を旨として行うものとする。
- 一 多様な需要に応じた小規模企業者の事業活動及び新事業の展開を促進すること。
  - 二 小規模企業者の創業の促進、事業の承継等並びに必要な人材の育成及び確保を図ること。
  - 三 地域経済の活性化並びに市民生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動を促進すること。
  - 四 小規模企業者が適切な支援を受けられるよう、融資その他の助成、情報提供等の支援体制の整備を図ること。

#### （市の責務）

- 第四条 市は、第二条の基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条の基本方針にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、国、関連する地方公共団体、中小企業者等、学術研究機関等、大企業者、金融機関その他の関係機関と協力して、効果的に実施するものとする。
- 3 市は、小規模企業がその事業活動を通じて自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めるものとする。

#### （中小企業者等の努めるべき事項）

- 第五条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応して事業の成長発展を図るため、経営の革新及び経営基盤の強化について自主的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、従事者の福利厚生の実施をはじめとする雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

- 4 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。
- 5 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(学術研究機関等の協力)

第六条 学術研究機関等は、中小企業者が基本理念の実現に向け取り組む事業活動に協力し、産学連携の促進に努めるものとする。

(大企業者の協力)

第七条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

(金融機関の協力)

第八条 金融機関は、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、地域の中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第九条 市民は、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される产品及び提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 市は、第三条に規定する中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(宇部市中小企業振興条例の廃止)
- 2 宇部市中小企業振興条例（昭和五十年条例第十八号）は、廃止する。  
(宇部市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の宇部市中小企業振興条例の規定に基づいて措置を講じたものについては、なお従前の例による。  
(宇部市事業所設置奨励条例の一部改正)
- 4 宇部市事業所設置奨励条例（平成十七年条例第二十号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成二十七年三月三十一日条例第十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年十二月二十六日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。